2019 年度日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー養成講習会 開催要項

1.目的

日本スポーツ協会(以下「本会」という。)公認スポーツ指導者制度に基づき、本会公認スポーツドクター及び公認コーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、外傷・障害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション、トレーニング及びコンディショニング等を担当する公認アスレティックトレーナーを養成する。

2. 主 催 公益財団法人日本スポーツ協会

3. カリキュラム

(1) 共通科目(150時間:集合講習及び自宅学習) ※公認スポーツ指導者養成講習会共通科目Ⅲ

1.	グッドコーチ(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者)に求められる人間力
2.	グッドコーチに求められる医・科学的知識
3.	現場・環境に応じたコーチング

(2) 専門科目 (600 時間:集合講習及び自宅学習)

1) アスレティックトレーナーの役割	30h
2) スポーツ科学	120h
3) 運動器の解剖と機能	60h
4) スポーツ外傷・障害の基礎知識	60h
5) 健康管理とスポーツ医学 (ドーピングコントロール含む)	30h
6) 検査・測定と評価	60h
7) 予防とコンディショニング	90h
8) アスレティックリハビリテーション	90h
9) 救急処置(各自赤十字救急法救急員の資格を別に取得する)	30h
10) スポーツと栄養	30h

(3) 現場実習(180時間)

1) 見学実習	30h
2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習	30h
3) スポーツ現場実習	30h
4) アスレティックリハビリテーション実習	30h
5)総合実習	60h

4. 実施方法

(1) 共通科目

- ・事前学習: リファレンスブックによる自宅学習及び e-ラーニングを用いた知識確認テストを実施する。
- ・集合講習会:2019年7月から11月にかけて、4日間で実施する。
- ・事後学習:リファレンスブック等による振り返り、現場実践を踏まえた課題を提出する。

(2) 専門科目

集合講習会:以下の通り実施する。

1期(2日間:13時間) 2019年11月頃

2期(4日間:29.5時間)2020年1月頃

3期(5日間:37時間) 2020年4月頃

4期(6日間:51時間) 2020年6月頃

5期(6日間:46.5時間)2020年10月頃

※2019 ラグビーワールドカップ、2020 東京オリンピック・パラリンピックの 開催に伴い、集合講習会の開催日程は変更となる場合がある。

※集合講習会は、必ず1期から5期の順で受講しなければならない。

※4 期講習会受講前に日本赤十字社の救急法救急員養成講習を受講し、検定 試験に合格の上、有効期間内の認定証を必ず提出しなければならない。

・自宅学習:各自でテキスト及びテキストワークブックを中心に行う。

5. 受講者

(1) 受講条件

受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者で、本会、本会加盟団体(都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等)及び本会が特に認める国内統轄競技団体(以下「加盟団体等」という。)から推薦され、受講者選考基準を満たす者

(2) 受講者数

100 名以内

6. 受講申込み

受講希望者は所定の受講希望者経歴書に必要事項を記載し、加盟団体等に提出する。 加盟団体等は、受講者推薦書を作成し本人が記載した受講希望者経歴書とともに本会へ 提出する。

7. 受講料 91,800円(消費税込:受講内定時に納入)

<内訳> ・共通科目: 19,440 円 ※リファレンスブック代別途 3,240 円(税込)

·専門科目: 72,360円

※免除・資格審査料等については別に定める。

※実技試験受験料については受験1回ごとに30,000円(税別)を納入する。

詳細は検定試験実施要項で定める。

- 8. 受講者の内定から決定までの流れ
- (1) 加盟団体等から提出された受講者推薦書及び受講希望者経歴書に基づき、本会指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会において活動実績等を審査の上、受講者を内定し、推薦を行った団体及び本人宛に通知する。
- (2) 受講内定者は、所定の受講申込書に必要事項を記入し、受講料を本会に納める。
- (3) 本会において受講料の入金を確認した後、受講者として正式に決定する。

9. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除・適応コースの履修等により、講習・試験の一部又は全部を免除することができる。免除に関する詳細は別に定める。なお、養成講習会受講者は現場実習を免除する。

10. 検定試験・審査

- (1) 共通科目は知識確認テスト及び事後学習の課題提出、専門科目は理論試験及び実技試験を実施する。
- (2) 共通科目における知識確認テストは一定以上の知識を有することを確認し、事後学習後の課題は本会において内容を審査する。
- (3) 専門科目における検定試験は、専門科目講習会を全て受講し、本会の定める救急処置に関する資格を取得している者が受験できる。
- (4) 専門科目における検定試験は、理論試験、実技試験の総合判定とし、本会において 審査する。但し、実技試験は理論試験に合格した者が受験することができる。
- (5) 共通科目及び専門科目の全ての検定試験に合格した者を「本会公認アスレティックトレーナー養成講習会修了者」として認める。

11. 登録及び認定

- (1) 共通科目及び専門科目の検定試験に合格した者に修了通知を送付し、その後、登録 手続き(登録料の納入等)を完了した者を本会公認アスレティックトレーナーとして 認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。
- (2) 資格の有効期間は 4 年間とし、4 年毎に更新する。ただし、本会公認アスレティックトレーナー以外に本会公認スポーツ指導者資格をすでに有している場合、初回の有効期間は、新規認定期日から当該資格の次回更新登録期限までとする(スポーツリーダーは除く)。本資格を更新しようとする者は、更新登録期限の 6 か月前までに、本会が定める研修を受講するとともに、研修受講時に一次救命処置(心肺蘇生法及びAED)に関する資格認定証を提示しなければならない。

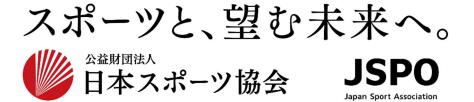
12. 注意事項

(1)受講有効期間は、原則として受講開始年度を含め共通科目検定試験及び専門科目理論試験合格まで5年間とし、最終年度の3月31日までとする。また、専門科目実技試

験は専門科目理論試験に合格した後、受講有効期間に関らず2回まで受験することができる。

なお、受講有効期間内に共通科目検定試験及び専門科目理論試験に合格しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失する。

- (2) 本講習会受講に際し取得した個人情報は、本講習会受講者の管理及び諸連絡以外に は使用しないものとする。
- (3) 本講習会の受講有効期間内に他の本会公認スポーツ指導者養成講習会の受講はできない。また、受講申込時点で他の本会公認スポーツ指導者資格養成講習会の受講有効期間内又は未修了の場合は、本講習会への受講申込はできない。
- (4) 受講者の推薦に際し、加盟団体等は団体内の医科学委員会やアスレティックトレーナー協議会等の意見を十分に聴取した上、アスレティックトレーナーに関する担当委員会等において決定すること。
- (5) 同一人物が同一年度に複数の団体から推薦を受けた場合、一団体からの推薦のみを 審査対象とする。なお、いずれの団体からの推薦を受理するかは本会アスレティック トレーナー部会にて決定する。
- (6) 受講申し込みから資格取得までの概要については別紙を参照すること。
- (7) 講習会(共通科目・専門科目) 開催にかかる経費については、原則として本会が負担するが、受講者の旅費(宿泊費含む)に関する補助は行わない。
- (8) 受講内定者が受講を辞退した場合、当該推薦団体から追加の内定は行わない。
- (9) 受講者としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、本会指導者育成専門委員会及びアスレティックトレーナー部会で審査し受講が取り消される場合がある。
- (10) 本講習会風景の写真等は、日本スポーツ協会ホームページ及びその他関連資料へ掲載する場合がある。
- (11) 天災地変や伝染病の流行、研修会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の日本スポーツ協会が管理できない事由により、講習会内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、日本スポーツ協会ではその責任は負わない。
- (12) 2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、専門科目集合講習会の開催 日程は変更となる場合がある。





この講習会は、スポーツ振興くじの助成金を受けて開催されています。